

## 教育改革国民会議報告「教育を変える十七の提案」について（見解）

日本高等学校教職員組合中央執行委員会

- 一、森首相の私的諮問機関「教育改革国民会議」（以下、「国民会議」）は十二月二十二日、「教育を変える十七の提案」という最終報告（以下、「報告」）を発表しました。この「報告」の基本的立場と方向性は九月の中間報告と同じであり、こんにちの子どもと教育の危機打開という父母・国民の切実な要請に応えていないばかりか、かえって子どもたちを苦しめ、父母・国民の願いに背き、二十一世紀をきりひらく真の教育改革に逆行するきわめて危険なものであると言わなければなりません。私たちは、この「報告」についての見解を表明し、その具体化に反対するものです。
- 二、「国民会議」は二〇〇〇年三月に発足以来、わずか九カ月足らずの短期間の審議で、教育基本法の「見直し」について「取り組むことが必要」と結論づけました。基本法「見直し」問題は「国民会議」発足当初から最大の課題とされてきました。日本ペンクラブの異例の「憂慮」声明をはじめ有識者や各界、マスコミなどから批判や疑問が集中し、「中間報告」では「国民的論議を呼びかける」にとどまっていたものです。今回の「報告」では「新しい時代にふさわしい教育基本法を」として「日本人の育成」「伝統・文化の尊重」「宗教的情操を育む」などを強調しています。これはすでに基本法制定直後から改憲論と結びついて主張されてきた流れと同じであり、こんにちの動きも改憲の策動が激しくなっていることと深くかかわっています。私たちはこんにちの教育の危機が、教育基本法の実現が抑制され、基本法から大きく乖離してしまっていることから生まれていると考えられています。しかし「報告」は「危機に瀕する日本の教育」と現状を分析しながら、戦後一貫して政府・自民党がすすめてきた文教行政・政策に対する批判や総括を欠落させています。こうした点でも、「国民会議」と「報告」は、この間の森首相を先頭にした政府・自民党の執拗な要請に沿い、政府・自民党の政治的意図を実現するための“舞台づくり”の役割を担ったものであると言わなければなりません。
- 三、「報告」は、「人間性豊かな日本人の育成」を掲げ、具体的には「道徳教育」や「奉仕活動」を提起しています。「報告」には、国際的到達点である子どもの権利条約などが示す人権の視点が全くありません。「学校は道徳を教えることをためらわない」として、高校では教科「人生科」の新設や「人間として生きていく上での基本の型を教え」と提言しています。また、「奉仕活動を全員が行うようにする」として、小・中学校では二週間、高校では一カ月間の共同生活による奉仕活動を「義務づけ」ています。しかも、将来的には満十八歳後の青年が一定期間、「奉仕活動を行う」ことを検討する」と提言しています。また「報告」は、「道徳教育」のための「社会体験、体験学習」と「奉仕活動」を区別して打ち出しています。これは「奉仕活動」導入のねらいが、審議の経過で出されていた「国家に対する奉仕」というイデオロギーの持ち込みにあるとみる必要があります。
- 四、「全員が行う」とすることは「献身」「奉仕」の「義務化」「強制」であり、高校生の間に広がっている自主的なボランティア活動をゆがめ、思いやりの心や自主性を育てることを阻害するものです。十八歳後の「奉仕活動」は「徴兵制への地ならし」であるとの懸念は拭い去れません。また、奉仕活動の「強制」に対する国民の厳しい批判に、町村文相は「教育は強制するもの」とする見解を表明しました。こうした子ども観・教育観は、権利の主体である子ども自身が内包する成長・発達の力、可能性に信頼を寄せる教育の根本原理を否定し、子どもを「教化」の対象として国家の利益に奉仕させてきた戦前の国家主義的教育観に通ずるものと言わなければなりません。
- 五、「道徳教育」「奉仕活動の義務化」も教育基本法「見直し」も根底で深くつながっている問題であることが明らかです。「報告」は、「一律主義を改め、個性を伸ばす教育システムの導入」を強調し、多くの具体的提言を行っています。習熟度別学習、中高一貫教育の推進、大学入学年齢の制限撤廃、リーダー養成のための大学・大学院の機能強化をすすめ、義務教育開始年齢の弾力化も今後の検討課題としています。こうしたねらいは、小学校から大学まで能力主義教育をいっそう徹底することにあると言わなければなりません。これは、学習指導要領の押しつけ、高校「多様化」、大学の序列化などの推進が激しい競争の教育を生みだし、その結果引き起こされたこんにちの教育の困難をいっそう増大させるものです。しかも「報告」は、「定職につかない者や就職してもすぐ辞めてしまう者が増加」「責任感や使命感の欠如」と指摘しています。これは就職難を生み出し、人間らしく働くことを阻害している大企業の社会的責任を免罪し、それを高校生・大学生の意識の問題に転嫁しているのです。こうした立場に立つ「報告」の「職業観や勤労観を育む教育」が、労働者としての権利よりも大企業の利益を優先する、「道徳教育」や「奉仕活動」のねらいと結びついたものになることは明白です。
- 五、「報告」は「新しい時代に新しい学校づくりを」として、具体的には徹底した競争原理と民間経営方式による教職員の管理・統制強化策を打ち出しています。「顕著な効果を上げている教師」には「金銭的な処遇や人事上の措置、表彰」を提言し、一方、「効果的な授業や学級経営ができない」と評価された教師に対しては「他職種への配置替え」や「免職などの措置」を講じるとしています。こうした「教員評価」制度は、教育の営みの本質を変える危険をはらんでいます。さらに「報告」は、学校の「外部評価制度」と通学区域の弾力化、学校選択の幅の拡大をセットで提案しています。これは「特色ある学校づくり」の名で学校間の競争を激しくさせ、進学率などを尺度にした学校の序列化に拍車をかけ、受験競争をさらに激化させることにつながります。そしてさらには学校統廃合など教育のリストラ推進のテコにしようとするものです。
- 六、私たちは教職員や学校が自らの教育活動を点検・評価し、その改善を図ることや、子ども・父母の参加、地域の声に耳を傾ける開かれた学校づくりが重要であると考えています。校長や行政による管理・統制による学校づくりは二十一世紀の教育改革どころか歴史を逆戻りさせ、新ガイドライン体制下での国づくりに教職員と教育を奉仕させるものと言わなければなりません。
- 六、政府・文部省が「報告」を受けて、来年一月に召集される通常国会に「奉仕活動」「教員評価や不適格教員の排除」など十数本の「教育改革」関連法案を提出する準備をすすめていることは重大な問題です。さらに文部省が教育基本法「見直し」に着手したと報道されていますが、絶対に容認できません。

私たちは二〇〇一年春闘で、多くの国民、諸団体と共同して通常国会での「関連法案」の成立を阻止するとともに、父母・国民とともに憲法と教育基本法の理念と原則に照らして、こんにちの教育および教育行政のゆがみをただし、子どもたちが人間として大切にされる二十一世紀の教育の創造をめざして奮闘するものです。